

市谷議員要望項目一覧

令和6年度6月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【金権腐敗政治の一扫を】 ○自民党の裏金づくりが大問題となり、政治資金規正法改定の議論が始まっている。しかし、自民・公明の与党改定案は、問題の大本にある「企業・団体献金禁止」に踏み込まず、パーティ券収入の収支報告書への記載金額を20万円より引き下げるといっても、額すら明らかになっていない。また、「政策活動費」の用途を明確化するといっても、基準も明らかになっておらず、結局、「裏金づくり温存法案」と言わざるを得ない。金権腐敗政治を一扫するため、①パーティ券購入、政党・政党支部も含めた企業・団体献金の全面禁止、②政策活動費の廃止、③政治家の責任逃れを許さない仕組みの導入、④政党助成金の廃止を、国に求めること。</p>	<p>企業等による政治活動に関する寄付のあり方、政策活動費のあり方及び政党助成金のあり方並びに政治団体の収支報告書の記載事項等に関する罰則規定のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する重要な問題であることから、いずれも国において議論されるべき事項である。</p>
<p>【戦争国家づくり・基地問題】 ①通常国会では、憲法違反の「戦争国家づくり」を更に推し進める法案が次々と成立している。一つは、「経済秘密保護法案」であり、同盟国・同志国と兵器の共同研究開発を進め、開発に携わる民間企業の労働者にSC（セキュリティクリアランス＝適性評価）のための思想調査や、秘密漏洩には「5年の拘禁刑又は500万円の罰金」を科す等、人権侵害・憲法違反の法案である。もう一つは、「防衛省設置法改正案」であり、陸海空自衛隊を一元的に指揮する「統合作戦司令部」を創設し、首都東京にある米軍横田基地に移転する米インド太平洋軍司令部と、シームレスに（切れ目なく）統合させ、米軍指揮下に自衛隊を組み込み、自衛のための必要最小限度の範囲を超えた憲法違反の武力行使に自衛隊が踏み出す危険性がある。すでに、2015年の「安保法制」による「集団的自衛権行使」、2023年の「安保三文書」による「敵基地攻撃能力の保有」と、アメリカの先制攻撃の戦争に自衛隊が参加する流れが作られた中で、米軍と共同開発した武器を、米軍の指揮下で、自衛隊が使うことになれば、まさに「戦争国家」への大変質である。この道を進めば、日本を守るどころか、攻撃対象となり、戦争に巻き込まれることになりかねない。「戦争国家づくり」を進める、これらの法律の施行の中止と、速やかな廃止を求めること。</p>	<p>防衛・安全保障に関する事項は国の専権事項であり、防衛・安全保障に関連する法案等は、国の責任において審議・決定されるものであるため、反対・撤回を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②2022年成立の「経済安全保障法」に基づく「経済安全保障重要技術育成プログラム」は、「軍事利用」も視野に入っている。プログラムには「宇宙航空」分野が含まれており、鳥取砂丘での開発・実証事業が、プログラムに入り、「軍事利用」されることがないように歯止めをかけること。</p>	
<p>③4月25日、自衛隊美保基地にキャンプ座間所属の米軍機UH60Lが飛来した。日本共産党が、5月2日、美保防衛事務所に抗議した際、「なぜ給油に来たのか」と尋ねたところ、「米側に尋ねても教えてもらえない」と回答があり、また、「今回の飛来の根拠が、これまでのような期間を限定した日米地位協定第2条4(b)ではなく日米地位協定第5条であり、これではいつでも飛来できることになるのではないかと尋ねたところ、「第5条は、米側ではなく、日本側から当てはめた」と回答があった。つまり、米軍が、理由も述べず、日米地位協定さえ無視し、勝手気ままに自衛隊基地を使おうとしたということである。主権国家として許してはならないことであり、放置すればエスカレートする危険性がある。県として、厳しく抗議し、米側に飛来理由の回答を求め、回答がなければ、飛来を認めない旨、防衛省を通じて、米国に伝えるよう求めること。</p>	<p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、4月25日の美保基地への米軍機の飛来については、国より給油のため飛来するとの情報提供があったことから、安全飛行への最大限の配慮を米軍に対して要請するよう国に申し入れを行った。</p>
<p>④自衛隊C2輸送機が飛行中に、スライド式の窓が突然開くというトラブルを起こし、新潟空港に緊急着陸した。美保基地所属のC2輸送機も、滑走路逸脱事故や、毎年のように部品落下等を繰り返している。政府は今C2輸送機にミサイル発射機能を付加しようとしているが、とんでもないことである。C2輸送機の総点検を実施し、ミサイル発射機能付加の中止を国に求めること。</p>	<p>美保基地のC-2輸送機について、部品落下の報告及び昨年12月25日の逆推進力のトラブルに対しては、厳重に抗議した上で、原因究明と機体の点検確認の徹底や安全運航等による再発防止の申し入れを行っている。毎年の国要望においても、美保基地等に配備されている航空機の安全対策に万全を期すよう継続して求めている。</p> <p>また、輸送機へのミサイルの配備については、令和5年度から実現可能性の調査研究が開始されたところであり、具体的に配備する輸送機の種類や基地などは決まっていなと聞いている。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要望していく。</p>
<p>⑤中国四国防衛局が、八頭町と若桜町で実施した騒音調査では、70dB以上の騒音は確認されなかったとのことである。しかし、その後、3月22日倉吉市、4月5日・26日若桜町から県に米軍機の見撃情報が寄せられ、26日の若桜町では今まで聞いたことがないほどの轟音、速さだったと聞く。恒常的な騒音測定器の設置を国に求め、国がしなければ早急に県が設置すること。</p>	<p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、米軍機の低空飛行訓練等については国の責任において騒音測定器等を設置し実態把握を実施するよう継続して要望しており、県として独自に騒音測定器等を設置することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥県営鳥取空港への自衛隊機の離発着が、令和元年度5回、令和2年度1回、令和3年度2回、令和4年度1回、令和5年度は8回も行われた。離発着の理由は、「広島の上陸自衛隊の知事表敬訪問」、「体験搭乗」、「コナン空港フェスタでの地上展示」、「原子力防災訓練」、「大規模地震時医療活動訓練」、「災害派遣事前訓練」、「災害派遣に備えた飛行場周辺の地形慣熟と離着陸及び駐機要領の確認」とあり、特に昨年度は災害対策を理由に回数が増加している。しかし、「安保三文書」で、民間空港・港湾を自衛隊が訓練で利用できるとされ、各地の空港で米軍機の利用が相次いでいることから、軍事利用ではないかと住民から不安の声が上がっている。「軍事目的ではない」、「軍事利用にはつながらないことは絶対ない」と、住民に対して県が直接説明し、不安が払しょくできないようであれば、自衛隊機の鳥取空港利用はやめること。災害訓練は、防災ヘリ等で実施すること。</p>	<p>鳥取県、鳥取市及び湖山地区自治会との協定で、鳥取砂丘コナン空港は軍事目的に供さないこととしており、県は自衛隊機が鳥取砂丘コナン空港を離着陸する際には、使用目的を把握し空港周辺自治会に軍事目的の利用ではないことを事前に説明し、文書で周知を図っている。</p> <p>鳥取空港は災害時における人命救助・避難・物資輸送等の拠点であり、災害時に県民の安全と安心を確保するため、連携して円滑な活動ができるよう、自衛隊の協力を得て訓練等を行っている。</p>
<p>【雇用・賃金】</p> <p>①県が23.8%出資する「鳥取県情報センター」では、離職者が相次いでいると聞く。出資者として、県が実態調査し、原因を明らかにし、問題解決に県が力を尽くすこと。</p>	<p>株式会社である鳥取県情報センターへの関与は、会社法の規定に基づくこととなる。会社法上、株主自身が社内の実態調査を直接行う権利は規定されていないため、株主の立場から実態調査を行うことは適切ではないと考えている。</p> <p>その上で、労働環境の改善や働きやすい職場づくりは円滑な労使関係構築に重要なことから、同社に対し要望があったことを伝えることとしたい。</p> <p>なお、県では中小企業労働相談所（みなくる）において、労働者・事業者双方からの労働相談に対応しているほか、職場環境の改善に活用できる各種支援制度を設けており、これらの活用も併せて働きかけることとしたい。</p>
<p>②厚労大臣が、6月に中央最賃審議会に2024年度の地域別最賃の目安を諮問し、7月に答申が行われ、それを受けて地方最賃審議会が鳥取県の最賃が決定される予定である。この従来の流れのままでは、地域別の最賃の格差はそのままになってしまう。鳥取県として、暮らせる賃金、全国一律最賃1,500円の実現と、そのための具体的な施策として、国が中小企業に直接賃上げ支援を行うよう国に求めること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>令和6年3月、岸田首相は2030年代半ばの最低賃金の全国加重平均1,500円実現を前倒しすることを表明済みであり、今後の国の動向を注視していく。</p> <p>なお、賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、直接支援のような一時的な対策を国に求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【社会保障】</p> <p>①医療機関では、コロナ 5 類化以降も感染が続き、病床確保が求められるも、国の空床確保料が終了し、コロナ重点医療機関ほど経営が厳しくなっていると聞く。また、6月の診療報酬改定は、賃上げのための「ベースアップ評価料」が盛り込まれたが、医師・調理師・事務が除かれ、医療機関の規模で評価料や患者負担額も異なり、職員同士や医療機関同士、医療機関と患者を分断する仕組みとなっている。分断しないよう、職員全員の給料を引き上げようとする、医療機関の持ち出しが増え、経営を悪化させてしまう。また、診療報酬はトータルでは引き下げとなり、回復期リハ病棟の運動器リハ算定除外、地域包括ケア病棟入院点数削減、急性期病棟の対象縮小、入院食費患者負担の引き上げが実施され、5月末に物価高騰対策支援が終了すれば、医療提供も、経営状況も、大変厳しい状況になると聞く。診療報酬の大幅引き上げを国に求め、県としても空床確保料や PCR 検査費用補助の継続、6月以降も医療・社会福祉事業所への光熱費・食費等の物価高騰対策支援を継続すること。</p>	<p>新型コロナ対策については、令和6年4月1月から通常の医療提供体制に移行したため、病床確保やPCR検査費用に対する支援等の特別な支援は終了したものであり、これらを再開することは考えていない。診療報酬上も、新型コロナ対策の特例措置は令和6年3月末をもって終了し、感染症対応時の加算評価等に変更されるものであり、国に対して診療報酬の引き上げを求めることは考えていない。</p> <p>この度の診療報酬改定（本体部分）は、地方からの働きかけもあり、医療従事者の処遇改善（勤務医や事務職員等の賃上げに資する入院基本料の見直しも含まれる）や物価高騰への対応が盛り込まれ、全体としてプラス改定となったものであり、現時点で大幅な引き上げを国に求めることは考えていないが、継続する物価の高騰が医療機関の経営に与える影響を注視し、必要に応じて国に所要の対策を求めていく。</p> <p>なお、県が4月から行っている応援金の支給は、国交付金を活用し、報酬改定が行われる6月までを対象とした臨時的な支援であり、継続することは考えていない。</p>
<p>②4月実施の「医師の働き方改革」は、原則月80時間を超えて働かせた場合、医療機関が法令違反で罰せられることとなる。医師の命と健康を守るためには長時間労働は規制されるべきだが、医師の増員が図られないまま実施されているため、例えば、夜間当直で救急搬送があった場合、超過勤務となり、代わる医師がなければ、診療の中断や受け入れそのものを断らざるを得なくなってくる。「働き方改革」で医師や医療機関がどうなっているのか、県として実態調査をすること。医師増員のため大学医学部の定員を増やすよう国に求めること。</p>	<p>「医師の働き方改革」が地域医療に及ぼす影響を調査する事業を当初予算で計上済であり、現在、調査実施に向けた準備を進めている。また、医学部定員については、これまでも全国知事会等とも連携し、臨時定員の延長や恒久定員の増員を要望してきており、引き続き要望を行っていく。</p>
<p>③2024年度の介護報酬は引き上げられたとはいっても、処遇改善分が圧倒的で、事業運営部分では実質引き下げとなっている。特に訪問介護では、「利益率が高い」ことを理由に、報酬が引き下げられ、サービスも食事時間に集中しがちで、常勤職員は待機時間が増えて、収益確保にならないため、非常勤へと置き換えざるを得ず、賃金が低下し、人材確保がより困難になるという、悪循環になっていると聞く。また通所介護も、報酬引き下げによる赤字の拡大や、食事代が払えず滞納や分割払いを希望する利用者が増えていくと聞く。また居宅ケアマネの担当件数が40人程度から45人まで引き上げられ、丁寧な対応ができない報酬改定となったと聞く。介護報酬の抜本的な引き上げを国に求めること。</p>	<p>介護報酬は、厚生労働省に設置された社会保障審議会介護給付費分科会において改定内容を決定している。当該分科会は、日本介護福祉士会や日本介護支援専門員協会などをはじめとする専門家や県・市町村などの行政により構成されており、各種のデータや国内事業者の現状、さらに今日の最大の課題である介護職員の処遇改善の問題を念頭に十分な議論を経て、この度の改定に至ったものと考えている。</p> <p>介護報酬改定による影響や諸課題については、引き続き当該分科会において検証されているところであり、必要な対策がとられるよう知事会等を通じて引き続き国に要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④3月の厚労省の調査でも、「マイナ保険証」の利用率は5%台にとどまっている。保険証との紐付けミスやカードリーダーの読み取りエラーが続いているとのことである。また、運転免許証を返納し、不安でマイナカードを持ちたくない方からは、健康保険証がなくなると身分証明をするものがなくなるとの声も聞く。この状況下で、12月2日から健康保険証を廃止して、「マイナ保険証」を強制するのはやめるよう、国に求めること。</p>	<p>マイナンバーカード及びマイナ保険証の登録は任意であり、強制されるものではなく、マイナ保険証を持っていない方には、被保険者資格の情報等が記載された資格確認書が交付され、これまでどおり保険診療を受けることができる仕組みが用意されている。医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものと考えており、紙の健康保険証を残すよう国に求めることは考えていない。</p> <p>なお、運転免許証返納者は申請により身分証明書として利用できる運転経歴証明書を取得することが可能となっている。</p>
<p>【子育て・教育】</p> <p>①大阪・関西万博関係者（2025年日本国際博覧会協会の川村泰正審議役）が、4月16日開催の「県・市町村教育行政連絡協議会」に出席し、鳥取県内の子どもたちの修学旅行や校外学習で来場するようよびかけ、入場料の学校団体割引、団体食事スペースの設置や貸切バスの予約があることを紹介したと、新聞報道された。しかし、万博会場では、3月28日にメタンガス爆発事故が起きている。もともと、ゴミの最終処分場であり、可燃性メタンガスが発生し、今回は建物内に溜まったガスに溶接工事の花火が引火・爆発したとのことである。このように、命を危険にさらすような大阪・関西万博に子どもたちを絶対に動員しないこと。</p>	<p>大阪・関西万博は、2005年の愛・地球博以来、20年ぶりに国内で開催される世界規模の登録博である。社会が直面する課題の解決に向けた最先端の知見や世界の考えが示される絶好の機会であり、子どもたちにとっても学びの多い場となるものと考えており、県教育委員会としても修学旅行等で万博を訪問することを推奨しているが、実施については各学校において判断されるものである。</p> <p>なお、文部科学省も令和6年4月8日付で修学旅行等での万博の活用について県内の学校に周知するよう各都道府県教育委員会に要請している。</p> <p>万博会場における事故について、2025年日本国際博覧会協会は、今回の事故は建設残土等で埋め立てているパビリオンワールド（PW）工区以外のグリーンワールド（GW）工区で発生したものであるが、今回の事故を受け、万博会場内での再発防止策を徹底した上で作業を行うことを公式発表している。</p> <p>引き続き、万博協会が当然行うべき安全性の確保の取組、徹底状況などについて、万博協会と連絡を密にしながら情報収集等を行っていく。</p>
<p>②青森県が、都道府県で初めて、県内全市町村が学校給食無償化を実施するための交付金制度を10月からスタートさせる。私立学校や特別支援学校も対象となっている。小中学校での無償化は全国491自治体（昨年8月時点）となり、県内では、若桜町、智頭町、大山町、江府町、日野町が実施してきたが、日野町は国の物価高騰対応のための交付金が終了したため、実施をとりやめた。物価高騰のもとでも栄養バランスがとれ、安心安全、地産地消の給食を保障するためにも、青森県のように、鳥取県も給食無償化の財政支援を行うこと。また、日南町が、4月22日にオーガニックビレッジ宣言を行い、有機の産地づくりを進め、有機農産物の学校給食への導入を目指しているが、「緑の食料戦略」に基づく県の支援は令和7年度までの2年間、国の支援は令和8年度までの3年間となっている。県の支援を継続し、学校給食導入への補助制度を創設すること。また、コメの消費を増やし、アレルギーにも対応できる米粉麺を学校給食に取り入れること。</p>	<p>現在、国において「こども未来戦略方針」に基づく学校給食費無償化に向けた実態調査のとりまとめが進められているところであり、国において、必要な財政措置も含めた全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進めていただくよう、引き続き要望していく。</p> <p>日南町における有機農業産地づくり支援は、県、国ともに令和5年度から7年度までの3年間であり事業の継続及び補助制度の創設は考えていない。</p> <p>市町村立学校における給食で米粉麺を使用するかどうかは、各市町村の判断によるものであり、県教育委員会として市町村教育委員会に対して特段の働きかけをすることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③今でも医療保険料の負担は重く、子育て支援金が上乗せされれば、子育て世帯も含むすべての世帯で負担増となり、少子化克服にも逆行する。子育て支援金の上乗せをやめるよう国に求めること。子どもの国保の均等割りを廃止して、子育て世帯の負担軽減を図ること。</p>	<p>支援金制度は、既定予算の最大限の活用及び歳出改革による公費節減と併せて実施することとされており、子育て政策の強化を早急に実現し、これを持続していくために必要なものであるため、取りやめを国に求めることは考えていない。なお、国民の負担に配慮した財源の安定確保に努めていただくよう国に要望していく。</p> <p>子どもの国民健康保険料の均等割については、軽減の対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大を国へ引き続き要望するとともに、今後の国の動向を注視していく。</p>
<p>④県内保育士養成学校が定員割れし、保育士不足に拍車がかかっている。県独自に、保育士の賃上げ・処遇改善を実施し、働きに見合った賃金になるようにし、保育士確保・養成を進めること。</p>	<p>県内保育士養成施設の定員割れについては、4月に鳥取短期大学の保育人材育成強化に向けた検討会を開催し、入学者確保に向けた対策を6月補正予算案において検討している。</p> <p>また、保育士不足や保育士の処遇改善に係る対応については、全国的な課題であり、引き続き国に要望していく。</p>
<p>⑤学童保育が空き教室を間借りしていて、放課後しか使えず、子どもが「ジブシー状態」となったり、備品を置くこともできないため運営に苦慮しているクラブがいくつもある。県として実態調査をし、専用の部屋が確保できるよう手立てを講じること。</p>	<p>放課後児童クラブで使用する施設の状況や施設整備の必要性については、実施主体である市町村において把握・判断されており、市町村が実施する施設整備に対して国の交付金を活用して県も支援している。引き続き市町村と連携しながら必要な支援を行っていく。</p>
<p>【気候・エネルギー・廃棄物】</p> <p>①島根原発2号機再稼働の予定が8月から12月に延期となった。中国電力は延期理由について「安全対策工事が、再稼働に向けた整備点検と輻輳した」としているが、もっと詳しい説明会を県議会（全員協議会）や住民に対して行うよう中国電力に求めること。また、再稼働延期の発表の直後に、2号機タービン建屋内で火災が発生しているが、同様に説明会できちんと説明するよう求めること。また能登半島地震を受けて、知事と米子・境港両市長が中国電力や原子力規制委員会等に申し入れた事項に対する回答も、鳥取県議会（全員協議会）や住民に対し説明会を開催すること。</p>	<p>島根原発については安全こそが第一義で、スケジュールの見直しに関して、県として説明会の開催を求めることは考えていない。</p> <p>能登半島地震を受け、国及び中国電力に慎重な検証を求めているところである。中国電力には安全対策を確実に実施し、周辺地域にも十分かつ丁寧な説明を行うよう求めている。</p>
<p>②島根原発の避難計画は、被爆が前提となっており、実効性に乏しく、再稼働は断念すべきである。そして、避難計画の実効性は責任を擦り付け合うのではなく、県が責任を持つこと。それができないなら、第三者の審査機関を確立し、実効性が確保できなければ、再稼働を認めないといったルールを確立すること。</p>	<p>島根原発に係る避難計画は、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づいて策定し、本県避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は、原子力防災会議においても、一定の実効性があると認められている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③淀江産廃処分場の変更計画書の資料が、住民説明会（3/19）と県廃棄物審議会（4/14）とは、異なる部分があり、4月19日の県議会福祉生活病院常任委員会で指摘したところ、「住民説明会の資料に誤りがあった」と、担当部局が認めた。具体的には、「軟弱地盤・地盤強化対策のエリア」が間違っていたり、「生活環境影響調査の数値の修正理由」は「新たな数値の反映だけでなく、誤りの修正も含まれる」とのことであり、担当部局は、「誤った点は、全て住民にお知らせし、説明会を開くかどうかは、事業者・県環境管理事業センターが判断する」と回答した。その後、同センターのホームページへの掲載や関係自治会の住民にも資料配布されたが、「誤りがあった」とは書かれず、「表示漏れ」と表現され、謝罪もなく、これでは説明に瑕疵があったことが住民にはわからない。住民からの説明会開催の求めを待つのではなく、センターが自ら説明会を開いて、謝罪し、変更点を正しく説明するよう、センターを指導すること。また、4割どころか5割も軟弱地盤・地盤強化対策が必要なところに、産廃処分場を建設すべきではない。計画を中止すること。</p>	<p>地盤対策工の範囲及び生活環境影響調査の計算誤りについては、住民に対する分かりやすい説明が必要であることから、県から環境管理事業センター（以下「センター」という。）に対し、住民への周知を指導している。これを受け、センターは、これらの事項について、5月2日に関係自治会長に直接面会するなどして説明するとともに、自治会内での回覧を依頼している。さらに、これらの説明内容について、センターのホームページに掲載しているところである。センターには、今後も地元の要請があれば、その都度、丁寧に対応するよう引き続き求めていく。</p> <p>また、地盤対策を含む施設の安全性については、今後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請が行われた場合には、専門家に意見を聴いた上で、客観的かつ科学的な根拠に基づき厳格に審査することとしている。</p>
<p>【農業】 ①物価高騰、肥料代の高騰が続いているが、対策は5月末で終了する。6月以降も、引き続き支援をすること。</p>	<p>物価高騰等の状況を踏まえ、必要な予算を6月補正予算案で検討している。</p> <p>【6月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産経営緊急救済事業 216,064千円 ・和子牛価格緊急対策事業 20,250千円
<p>②国の「青年等就農資金」は、農業経営開始から5年以内でなければ借りられず、一旦就農した後、畜産農家を承継した青年が、資金を借りることができなかった。青年は貯えもなく、畜産は経費もかかるため、承継の場合も新規就農者として扱い、資金が借りられるよう国に働きかけること。</p>	<p>畜産農家を承継した農家において融資を受けたい場合は、認定農業者の認定を受けることで、低利でより融資枠が大きく償還期間の長い農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の活用が可能であり、現行制度の取扱いを変更するような国への働きかけは考えていない。</p>
<p>【精神障がい者施策】 ①精神障がい者の地域移行支援が、今年度、東部・中部で実施されるが、在宅の精神障がい者や家族は対象外である。しかし現状は、在宅の精神障がい者の親が、家庭への支援を鳥取市に相談しても、親が元気だから支援はないと言われ、相談支援事業所に行っても、まずはかかりつけの医師に相談をと言われ、結局、家で様子を見てと言われ、家族が死にたくなるほど孤立している例がある。希望があれば、定期的に家庭訪問して、相談にのって、必要で適切な支援につなげるよう、対策を講じること。</p>	<p>在宅の精神障がい者に対しては、家族等からの要望に応じて市町村等の保健師による訪問支援を行うほか、障害者総合支援法に基づく居宅介護サービス、訪問看護等が利用可能である。</p> <p>障害福祉サービスの支給決定権者は市町村であり、また個々のサービス利用計画の相談については相談支援事業所が一義的には役割を担っているが、家庭訪問等の支援を必要としている方に適切に提供するためには、相談窓口の充実が必要であることから、福祉の包括的な相談支援体制整備を進めるとともに、相談に携わる職員の資質向上にも取り組んでいる。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②富山県精神福祉家族連合会の調査によれば、全市町村で精神保健福祉手帳1・2級を医療費助成の対象にしている県が、以前の奈良県1県から、愛知県、岐阜県、山梨県と4県に拡大している。しかし、鳥取県の特別医療費助成は1級に留まっている。奈良県が平成25年度に行った「精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関するアンケート調査」では、精神障がい者世帯は、他の世帯平均の約半分しか収入がなく、精神科の医療費は1級が格段に多いが、入院中の医療費は1級、2級共に額が大きい。更に、精神科以外の疾患にもかかりやすく、その治療費は1級、2級での差はほとんどないが、半分近くが経済的理由から治療を我慢している実態が浮かび上がっている。こうした実態調査をもとに、奈良県では2級までの医療費助成を始めた。鳥取県は実態調査を家族会に依頼しているが、調査内容の相談はした方がよいと思うが、調査そのものは県が実施すること。そして、2級まで医療費助成を拡大すること。</p>	<p>左に対する対応方針等</p> <p>障害者総合支援法等において、地域の障がい者に対する支援の実施主体は、一義的には障害福祉サービスの支給決定権者である市町村であり、その上で、県は特に重点的に支援する必要がある課題について、市町村への支援や、独自の対応を実施している。障がい者に対する特別医療費助成制度についても、重度の障がいがある方について重点的に支援を行う観点から、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者等を支援対象としている。</p> <p>精神疾患のある方の医療費助成については、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村が実施している独自の支援があること等も踏まえ、県の特別医療費助成制度の対象を広げることは、現在のところ考えていない。</p>
<p>【外国人の人権】</p> <p>①鳥取県の男性が外国人女性と結婚したにもかかわらず、「永住申請」するには「3年以上結婚生活を継続し、更に1年以上日本に在留すること」、また、「帰化申請」するには「婚姻から3年以上経過し、かつ引き続き1年以上日本に在留していること」が必要であり、それまでの間は、ビザを何度も申請しなければならない。結婚した夫婦が速やかに日本国籍を取得できるよう、手続きの期間短縮や簡略化を、国に求めること。</p>	<p>永住許可は、在留資格を有する外国人が「永住者」への在留資格の変更を希望する場合に法務大臣が与える許可であり、在留活動・在留期間のいずれも制限されないという点で、大幅に在留管理が緩和される。</p> <p>このことから、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査される必要があり、原則10年間の在留が必要とされているが、日本人の配偶者においては、特例として婚姻生活が3年以上経過かつ引き続き1年以上の在留で申請することが可能であり、既に一定の緩和はされている状態である。</p> <p>出入国の適正な管理という法制度の趣旨を鑑み、現在の運用が特別に不公正であるとは言えないことから、国への要望は行わない。なお、県としては引き続き相談窓口の運用等により県内在住外国人への支援を行っていく。</p>